

## 振り込め詐欺撲滅に関する決議

近年、振り込め詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺等）による被害は全国的に急増し、市民生活を脅かす大きな社会問題となっている。

昨年1年間の振り込め詐欺による被害総額は、全国では276億円、鹿児島県内においては1億4,200万円余りに達している。

いちき串木野警察署管内においては、被害届があっただけでも5件、約230万円という市民の大切な財産が振り込め詐欺によって奪われている。

また、直接被害には遭ってはいないものの、いちき串木野警察署での振り込め詐欺に関する相談件数は昨年44件にものぼっており、今後、更なる被害の拡大が懸念される。

安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することは、市民の負託を受けた我々の重大な責務である。

振り込め詐欺は、人々の不安につけ込み、家族への愛情を悪用して市民の財産を奪うという卑劣な犯罪であり、特に、高齢者や女性等を標的にするなど決して許すことはできない。

よって、本市議会は、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、市民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、すべての市民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意する。

以上、決議する。

平成21年6月24日